

2020年度事業計画書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター

項 目	事 業 内 容		
1 事業方針	犯罪被害者やその家族及び遺族に対し、支援活動員による被害者支援活動を行うとともに、県民に対する広報啓発活動を推進し、被害者支援の必要性や重要性を呼び掛け、社会全体の被害者支援意識高揚を図り、被害者支援の輪を広げる。		
2 事業内容	上記方針に基づき、犯罪被害者等の精神的被害の回復と軽減、及び経済的負担の軽減を図るために以下の事業を行う。		
3 各事業別計画			
	事業内容	実施予定時期	実施予定場所
(1) 相談・支援事業			
①	電話相談 (県委託事業) ・電話による無料相談を実施する。 【福岡犯罪被害者総合サポートセンター】 福岡窓口：電話相談員原則2名対応 北九州・筑後・筑豊窓口：転送による対応 【性暴力被害者支援センター・ふくおか】 福岡窓口：原則2名対応	(福岡・北九州・筑後・筑豊窓口) 毎週月～金曜日 9:00～16:00 (祝日及び年末年始は除く) (性暴力被害者支援窓口) 24時間・365日(年中無休)	(福岡窓口) 福岡犯罪被害者支援センター (性暴力被害者支援窓口) 福岡犯罪被害者支援センター
②	直接支援 (県委託事業) ・面接を行い、解決策をともに考えるとともに、情報提供等を行う。必要に応じて、カウンセリングや裁判所、病院への付き添い、弁護士の紹介なども行う。 支援活動員 原則2名対応	随 時	福岡県内
③	緊急支援金支給事業 ・犯罪被害者やその家族及び遺族が犯罪被害によって経済的負担を強いられる実情から、対象を限定しつつも「つなぎ資金」として医療関係費、転居費、交通費など緊急支援金を支給する。1対象者5万円が上限。	随 時	
(2) 広報啓発事業			
①	フォーラム・街頭啓発活動 ・「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に合わせ、県民に対する広報啓発を図るため「飯塚地区犯罪被害者に優しいまちづくり住民大会」の共催や福岡市内での街頭キャンペーンを行う。	11月後半～12月前半	飯塚市内、福岡市内
②	広報誌・ホームページ等 ・会報誌「ニューズレター」を発行し、センターの活動内容を県民に広報し、被害者支援の輪を広げる。年2回発行予定。 ・ホームページの充実も検討中	6月、12月	

	③ 講師派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体などが開催する犯罪被害者等に対する支援担当者の研修会などに当センターから講師として派遣する。 ・県内の学校に出向いて、子ども向けの性暴力防止講座を実施する。 	随時	福岡県内
	④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取材対応、視察対応等 ・センター設立20周年に合わせて、若年者向けの相談・広報・啓発事業を検討中(SNS等を活用した広報・相談やステッカーの作成・掲示など) 	随時	福岡県内
(3) 調査研究・研修事業				
	① 内部研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の能力向上のため、被害者支援に係わる分野の講師を招き、相談員・支援員への継続研修を実施する。 ・相談対応力の向上と強化を図ることと相談員のバーンアウト防止のため、被害者支援に係わる分野のスーパーバイザーを招き、相談員へのスーパービジョンを実施する。 	随時	福岡犯罪被害者支援センター
	② 外部研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業強化のため、全国の民間・公的団体主催の研修会に参加する。 ・その他センターが必要と認めた研修に参加する。 ・全国被害者支援ネットワーク九州ブロック研修会に参加する。 ・全国フォーラム、秋期全国研修会に参加する。 	随時	東京、長崎他